

町政モニターの皆さんから頂いたご意見を紹介します

町には、町民の皆さんが町政に参加できる機会を設け、町政に多くの民意を反映し、「夢のある、心のかよう、活力あるまち」を実現していくために町政モニター制度があります。各区から推薦された町政モニターの皆さんからは、町政全般のこと、町の行事・事業などについて意見を述べていただいています。

4月に行われました平成23年度第1回町政モニター会議にていただきましたご意見について、主なものを要約してご紹介いたします。

第1回会議 4月28日（木）開催

意見1「東日本大震災による行事などの自粛について」

東日本大震災後、全国的に祭や行事などが自粛ムードですが、幸田町としてはどのように考えていますか？

【回答】 愛知県知事が経済活性化のためイベントを自粛しない方向での見解を表明しています。幸田町としても、町五大祭りである、凧揚げまつり、しだれ桜まつり、彦左まつり、夏まつり、産業まつりを実施していきたいと考えています。また、それぞれの祭において参加者の皆さんに災害復興支援に向けた協力をお願いしたいと思っています。



▲第1回会議の様子



▲荻谷小学校の備蓄倉庫

意見2「災害に対する危機管理について」

東海地震などの災害に備えた幸田町の危機管理は？

仮設住宅の用地は確保されていますか？

【回答】 本年度から総務部に防災安全課を設置し、災害対応への充実をしています。災害備蓄については、中央小学校に本年度備蓄倉庫を設置し、すべての小学校区にて配備が完了します。備蓄内容の検証をし、さらに充実をはかります。仮設住宅用地については、消防署隣接のこうた防災広場などが幸田町地域防災計画で定められています。

意見3「未就園児が安心して遊べる場所について」

保育園や幼稚園に入る前の小さな子どもと親が、安心して遊べる場所が欲しいです。

【回答】 上六栗子育て支援センター（くりくりひろば）、菱池子育て支援センターでは、未就園児専用のスタッフを配置し、安心して遊んでいただいています。多くの方が利用されていて交流も活発に行われています。お孫さんを連れてくる人もいます。ぜひ利用してください。



▲くりくりひろばの様子

意見4「児童クラブ、放課後子ども教室について」

児童クラブや放課後子ども教室をもっと増やしてほしいです。小学校4年生以上も利用できるようにしてほしいです。

【回答】 児童クラブは国の補助金を受けて実施しており、国の基準は原則小学校3年生までが対象になっています。放課後子ども教室は小学校6年生まで利用できます。現在、児童クラブは全小学校で、放課後子ども教室は幸田、荻谷小学校のほか、本年度から中央小学校でも実施しています。小学校の増改築と併せ検討してまいります。現時点では家庭での対応をお願いします。

意見5「喫煙場所について」

庁舎敷地内では全域禁煙となっていますが、分煙にしてタバコを吸う場所を作ってほしいです。

【回答】 町では平成22年6月1日から公共施設敷地内の禁煙を実施しています。受動喫煙の害があり、不特定多数の人が存在する場所でタバコを吸うことが世界的に許されない状況です。町は愛知県に先駆けて禁煙としました。ご協力をお願いします。

問合せ 企画政策課情報G（内線343）

幸田町議会議員一般選挙の投開票結果

4月19日(火)に告示された幸田町議会議員一般選挙は、4月24日(日)に投開票が行われ、16人の新議員が選ばれました。

選挙管理委員会から投・開票結果をお知らせします。

●投票区別投票状況

投票区 (投票場所)	当日の有権者数(人)	投票者数(人)			投票率(%)		
		当日	期日前投票	計	今回	前回	対比
第1投票区 (坂崎小学校)	2,757	1,717	270	1,987	72.07	71.33	0.74
第2投票区 (幸田小学校)	4,264	2,319	576	2,895	67.89	73.88	▲ 5.99
第3投票区 (わした保育園)	2,920	1,667	314	1,981	67.84	71.57	▲ 3.73
第4投票区 (菱池保育園)	3,889	1,953	525	2,478	63.72	68.69	▲ 4.97
第5投票区 (中央小学校)	1,879	1,025	252	1,277	67.96	75.42	▲ 7.46
第6投票区 (荻谷小学校)	4,473	2,348	638	2,986	66.76	71.67	▲ 4.91
第7投票区 (深溝小学校)	4,295	2,315	653	2,968	69.10	69.51	▲ 0.41
第8投票区 (高齢者ふれあいプラザ)	1,820	1,089	245	1,334	73.30	78.21	▲ 4.91
第9投票区 (豊坂小学校)	2,142	1,228	314	1,542	71.99	77.48	▲ 5.49
合計	28,439	15,661	3,787	19,448	68.38	72.36	▲ 3.98
前回(H19.4.22)選挙	27,106	16,375	3,238	19,613			

※前回：平成19年4月22日執行 幸田町議会議員一般選挙

※期日前投票：4月20日(水)から4月23日(土) 幸田町中央公民館

●候補者別得票数

当落の別	氏名	所属党派	得票数
当選	酒向 弘康	無所属	2,039.000
当選	水野 千代子	公明党	1,547.645
当選	浅井 武光	無所属	1,540.000
当選	都築 一三	無所属	1,429.000
当選	中根 久治	無所属	1,311.227
当選	池田 久男	無所属	1,222.000
当選	杉浦 あきら	無所属	1,132.000
当選	鈴木 雅史	無所属	1,125.000
当選	笹野 康男	無所属	1,111.000
当選	中根 秋男	無所属	1,043.772
当選	志賀 恒男	無所属	1,006.000
当選	内田 等	無所属	904.000
当選	伊藤 宗次	日本共産党	893.000
当選	大嶽 弘	無所属	884.000
当選	丸山 千代子	日本共産党	851.354
当選	夏目 一成	無所属	772.000
	山本 隆一	無所属	414.000

※敬称略

※無効投票数(票)…223

按分票について

選挙の開票結果で、候補者別の得票数の中に小数点以下の数字がついています。これは、「按分」という仕組みによって起きます。

「按分」とは、候補者の中に同一の氏名、氏(姓)または名の候補者が2人以上いる場合で、投票用紙にその氏名、氏または名のみを記載した投票(按分票)があったとき、これをそれぞれの候補者の得票数の割合に応じて分けることをいいます。このため得票数に小数点以下の端数がつくことがあります。

按分の計算方法について

按分の必要がある投票数×(按分される候補者の確定得票数÷按分される候補者全員の確定得票数の合計)

電動アシスト自転車購入費補助制度のご案内

町では、地球温暖化防止および渋滞緩和などの都市交通対策の一環として、町民の皆さんの電動アシスト自転車利用を積極的に支援することにより、人・まち・地球を大切にする都市交通を実現するため、電動アシスト自転車を購入する人に補助金を交付します。

◎ 補助要件

通勤・通学・買物などの日常手段を自動車から電動アシスト自転車へ転換する見込みのある人のうち、次の要件のすべてを満たす人。

- 町内在住で、町税の滞納がないこと
- 防犯登録、TSマーク登録を受けた新品の電動アシスト自転車の購入者であること
- 町が行うアンケート調査などに協力すること
- 電動アシスト自転車を法定耐用年数（2年）の期間、適切に管理すること（2年間の譲渡・売却などを禁止します。）

◎ 必要書類

- (1) 電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書
- (3) エコ&交通安全宣言書
- (4) 領収書（申請者氏名、購入日、購入品目の名称が記載されたもの）
- (5) 製造メーカー保証書
- (6) 防犯登録証
- (7) TSマーク付帯保険加入控え
- (8) 振込先口座番号が確認できる書類
- (9) 申請者の身分証明書の写し（住所地が確認できるもの）
- (10) 納税証明書（町税の完納が証明されているもの）
- (11) 認印

※ (1)～(3)の書類は役場企画政策課窓口にてお渡しします。

（町ホームページからもダウンロードできます。）

※ (4)～(8)の書類は原本をご持参ください。窓口でコピーを取らせていただきます。

※ (10)納税証明書（1通 200円）は役場1階税務課にて発行します。



◎ 補助金額

購入費の3分の1以内（100円未満切捨て）・補助限度額 2万円
（1世帯1台まで）

◎ その他

この補助金は予算の範囲内先着順で実施しますので、予告なく終了する場合があります。

平成23年4月1日から5月末日までの間に、電動アシスト自転車を購入された人であっても、上記要件を満たせば補助対象となりますので、お気軽にお問い合わせください。

【申込み・問合せ先】 企画政策課政策G（内線 341）

平成23年度「幸田町事業仕分け」を開催します

町が実施しているさまざまな事業について、「そもそも必要なのか?」、「町が実施すべきなのか?」、「実施方法はこれでよいのか?」などといった観点で、事業の必要性や仕事のやり方を町民の皆さんや町外の人を交え、町職員と是非を議論する「事業仕分け」を行います。

公開の場で事業を議論することにより、「事業の見える化（透明化）」や「情報の共有化」、「職員の意識改革」を図ることができます。

「事業仕分け」はどなたでも傍聴いただけます。
ぜひ会場へご来場ください。

●期日等

	期日	時間（予定）	場所	事業数
初日	7月23日（土）	午前9時30分～午後6時30分	町民会館	10事業程度
2日目	7月24日（日）	午前9時～午後6時	中央公民館	10事業程度

●仕分けの流れ（1事業あたり）

項目	時間	内容
事業説明	5分	担当課からの事業概要説明
議論・質疑	25分	仕分け人と担当課による議論・質疑応答
事業判定	5分	町民判定人による評価・判定
結果・講評	5分	コーディネーターによる判定結果の講評
計	40分	

●判定区分

1	不要	2	国・県・民間で実施	3	町（要改善）	4	町（継続）	5	町（拡充）
---	----	---	-----------	---	--------	---	-------	---	-------

「事業仕分け委員・仕分け人・町民判定人」によって仕分けされます。

事業仕分け委員…町民を中心に学識経験者などによる22人の委員により、仕分けの手法の検討や対象事業の選考を行います。

役割 ⇒ [仕分けする事業を選定します。](#)

仕分け人…事業の必要性、町が実施すべき事業かどうか、事業の実施方法はこれでよいのか、といったことを住民目線で町職員と議論します。

役割 ⇒ [事業の必要性などを公開の場で論議します。](#)

町民判定人…仕分け人の議論をもとに、事業の方向性を判定します。より幅広い町民参加を得るため、地域、年齢、性別などを考慮し、60人程度を選任します。

役割 ⇒ [仕分け人の議論をもとに事業を評価・判定します。](#)

*事業仕分けの対象事業は、7月号広報でお知らせします。

問合せ 総務課秘書研修G（内線321・322）

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず 14 日以内に届け出をしましょう

14 日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

	手続きが必要な時	必要なもの
国民健康保険に入る場合	町外から転入したとき	印鑑、転出証明書、世帯ですでに国保加入者がいる場合はその人の国民健康保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書または離職票、（*）退職者医療制度の対象となる人は年金証書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国民健康保険をやめる場合	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（まだ受け取っていない場合は証明書）
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭を行った人の預金通帳など振込先がわかるもの、死亡届を町以外に提出した場合は会葬礼状など葬祭を行った人の確認ができるもの
	障害により後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証、障害者手帳
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書
その他	（*）退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、国民健康保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証をなくしたとき	印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの

* 会社などを退職して国民健康保険に加入された人で、厚生年金や共済年金の給付を受け、その加入期間が 20 年以上であるか、40 歳以後の加入期間が 10 年以上である人とその被扶養者の人は、65 歳になるまで退職者医療制度の対象となります。

問合せ 住民課国保年金 G （内線135）

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されました

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがある場合で、障害等級が1級または2級に該当する人に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届け出によって加算を行うこととなります。

平成23年3月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、(*) 受給権発生時から加算の対象となりました。* 受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されました！

- 平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、(*) 法施行時から加算の対象となります。
* 平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有することとなった場合は、(*) その事実が発生した時点から加算の対象となります。
* 婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子さんの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

- **児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは**
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。
- **児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは**
母子世帯や父子世帯の人は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

◆ 照会先

【障害年金加算改善法について】

・ 岡崎年金事務所 ☎ 0564 - 23 - 2683

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

・ 児童課児童G（内線143）

今までのテレビが、7月24日から見られなくなります！

こんな画面だったら

地デジ化は済んでいますか？



7月24日正午から
何も見えなくなります。



地デジ電話相談コーナーを
幸田町役場1階ロビーに
設置しますのでお越しください
(6月20日～8月12日の平日)
午前8時30分～午後5時

または

デジサポ愛知へ
いますぐお電話を
おかけください！

相談
無料

または
お近くの電気店へご用命
ください。



デジサポ愛知
052-308-3930
(平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00)

●あなたのご家庭で
どうすればテレビ
が見られるかお答
えします。

●ご希望される人には、デ
ジサポ愛知が、ご自宅ま
でお伺いしてご説明いた
します。
お気軽にご連絡ください。



地デジ詐欺にご注意を！

おかしいな？と思ったら警察へご連絡を。

岡崎警察署 ☎58-0110
総務省デジサポ愛知 ☎052-308-3930

【町民税非課税世帯への地デジチューナー支援】

経済的な理由で対応することができない世帯などに対して、各世帯のアナログテレビ一台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要の最低限度の機器の無償給付などを行います。

①支援対象

世帯全員が町民税非課税の措置を受けている世帯

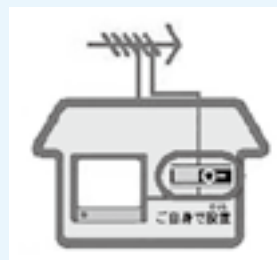
②支援内容

- ・簡易なチューナー1台の現物給付（お住まいに配送します）
*アンテナ工事が必要な場合は、ご自身で行ってください。
- ・簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

③問合せ

総務省地デジチューナー支援実施センター ☎043-332-2525

受付時間 【平日】午前9時～午後9時 【土・日・祝日】午前9時～午後6時



子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月から9月までの**6カ月間**
これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

●支給金額

子ども1人につき 月額13,000円

●支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで

(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

●支給月

平成23年6月 (平成23年2月分～5月分)

平成23年10月 (平成23年6月分～9月分)

ご注意

◆次の人は、お住まいの市町村への申請手続きが必要です。

- 出生などにより、新たに養育する子どもができた人
- 既に支給していて、出生などにより養育する子どもが増えた人
- 既に支給していて、ほかの市町村から引っ越しをされた人

◆次の人は、手続きの必要はありません。

- 既に支給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない人

◆平成23年6月の現況届の提出は不要です。

問合せ 児童課児童G (内線143)

光化学スモッグにご注意！

人体に対する影響は？

- 目がチカチカする、異物感、流涙、痛み
- 皮膚の発赤 ●のどの痛み、せき

【重症例】

- 呼吸が苦しい ●めまい、頭痛、発熱
- 手足のしびれ ●意識障害 ●嘔吐



光化学スモッグはいつ発生するの？

気温が高く、日差しが強くて、風が弱い日に発生しやすくなります。4～10月にかけて発生しやすく、特に7～8月は注意が必要です。

光化学スモッグの発生はどのように知ることができるの？

町防災行政無線で町民の皆さんにお知らせし、公共施設などにも連絡し注意を呼び掛けます。

※お知らせの種類…光化学オキシダントの濃度により、

- 予報 ●注意報 ●警報 ●重大警報
- に区分されます。

予報などが発令されたらどうすればいいの？

- ①屋外での激しい運動は避けましょう。
- ②体調の悪い人は室内で休みましょう。
- ③風向きを考えて窓を閉めましょう。

問合せ 環境課環境保全G (内線272)